

個人情報保護法改正に伴う規定について、 患者さんにお知らせいたします！

日頃、当クリニックをご利用いただきましてありがとうございます。
つきましては、個人情報保護法の観点から、ご本人以外の方の、検査結果聞きや病状説明などにつきまして、当クリニックでも規定を設けました。

《具体的には》

- ① 患者さんの病状・検査結果・診断書など必要時、「ご本人からの《委任状》を持参された方

の方にのみ、ご依頼内容をお受けすることが出来る」とさせていただきます。

*委任状は事前に当法人ホームページのPDFからプリントアウトすることが出来ます。

*当日来院されて準備がない場合は、ご本人に「電話確認」等し、本人のOKをとらせていただく

- ② お薬希望等ご家族・知人でのご依頼につきましては、従来の診察券・保険証のみではなく、「代理人」の身分証明書のご提示もいただくこととしました。

《委任状導入の経緯》

2003年(H15年)に個人情報保護法が制定され、2015年(H27年)に改定されました。公布から2年後に全面施行となります。当法人では2017年4月をもって、全面実施とさせていただきます。其の間は移行期間とし、順次お願いしてまいります。ご不便をおかけしますが、ご協力宜しくお願い致します。

2017年3月3日(水)

医療法人ユスタヴィア理事長、クリニックみらい国立院長：宮川 高一

多摩センタークリニックみらい院長：藤井 仁美



別紙：委任状参照